

【新型コロナウイルス緊急対応策（第2弾）】

農林漁業者への資金繰り支援策について

支援内容	支援の内容・対応事業等	担当
貸付利子の 5年間実質無 利子化	<p>■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成資金、農業近代化資金、漁業近代化資金 貸付当初5年間実質無利子化</p> <p>※1 林業者については、貸付当初10年間無利子化。 ※2 漁業近代化資金は、5号資金（種苗・育成費）に限る。</p>	
保証料の 5年間免除	<p>■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金 農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除</p> <p>※民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。</p>	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
関係金融機関 への要請	<p>■新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予</p>	(林業関係) 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037
貸付限度額の 引上げ	<p>■農林漁業セーフティネット資金 600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12</p>	(水産関係) 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347
実質無担保化	<p>■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成資金 実質無担保等での貸付け</p> <p>■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金 農業信用基金協会等の実質無担保等での債務保証引き受け</p> <p>※民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。</p>	